

主任介護支援専門員の 研修受講案内

令和9年3月31日に経過措置が満期を迎えます。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、[介護保険法施行規則\(平成11年厚生省令第36号\)第140条の66第1号イ\(3\)](#)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。

<大津市条例から抜粋>

(管理者に係る経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

<大津市条例から抜粋>

管理者の主任介護支援専門員に係る

経過措置は令和9年3月31日まで

- 滋賀県のホームページ
- 「介護支援専門員について」 > 介護支援専門員研修について > 研修スケジュール
- <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5592197.pdf>
- 7月下旬頃から受付開始のようです。
- 資格に関する問い合わせは滋賀県医療福祉推進課（077-528-3597）まで
- 研修に関する問い合わせは滋賀県社会福祉協議会（077-567-3927）まで